

大竹市観光振興計画策定業務委託仕様書

1 趣旨

この仕様書は、「大竹市観光振興計画策定業務」の具体的な内容、要求水準等を定めるものとする。

2 業務目的

観光は 21 世紀における日本の極めて重要な成長分野として国では観光立国推進基本法に基づく「観光立国推進基本計画」を策定し、観光を成長戦略の柱、地方活性化の切り札として位置づけ、「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」をキーワードにより質の向上を重視した観光施策に取り組んでいる。広島県でも「ひろしま観光立県推進基本計画」を策定し、「オールひろしま」による観光消費拡大に取り組み、観光投資の財源として宿泊税の導入により、観光立県としての更なる整備を進めているところである。

本市においても、下瀬美術館のベルサイユ賞受賞や民間ホテルの開業など、本市を訪れる観光客が増加している状況にある。

こうした中で、観光によってさらなる地域・経済の活性化を図っていくためには、観光資源・観光産業に関わる様々な団体や企業、市民及び本市が、目指すべき姿を共有し、同じ目標に向かって連携していくことが求められている。

そこで、本市の新たな観光行政をスタートさせるに当たり、観光政策の基本的な指針となる大竹市観光振興計画（以下「観光振興計画」という。）を策定するとともに、その策定の過程において、観光振興の機運を醸成したいと考えている。

3 観光振興計画の概要・構成

(1) 概要

今後 10 年間の本市における観光振興の基本理念・目標を定め、それを実現するための施策を体系的に整理したもの。

(2) 構成の案

ア 観光の現状と課題

イ 観光振興の基本理念・目標

ウ 観光振興施策の体系（取組の方向性や取組における数値目標）

エ 推進体制

4 委託期間・スケジュール

契約締結の日から令和 8 年 12 月 25 日（金）

現時点で想定する大まかなスケジュールは次のとおり。具体的なスケジュールは協

議により決定するが、令和 8 年 10 月 30 日（金）までに観光振興計画の素案を策定することを目標とする。

時期	項目
令和 7 年 7 月	受託者の公募
8 月	受託者の決定・契約
9 月～令和 8 年 3 月	基礎調査
令和 8 年 4 月～ 5 月	原案の作成
6 月～ 10 月	有識者会議（5 回程度を想定）
10 月 30 日まで	素案作成
11 月	パブリックコメント・最終決定
12 月	完成・納品

5 委託料の支払い

業務の完了の確認後、受託者の請求により、請求した日から起算して 30 日以内に行うものとする。

6 業務内容

主な業務内容は、以下のとおりとするが、分析等に必要な調査や意見集約の手法などについては、受託者の提案内容に基づき、本市と受託者が協議し、契約締結前に決定する。

業務においては、本市の地域性を十分に考慮し、観光行政に関する法律、条例その他これに基づく計画等を勘案するとともに、本市における上位計画との整合性を図るものとする。

なお、本業務の実施に当たっては、業務の意図及び目的を十分理解して、適切な人員を配置し、最高の技術を発揮するよう努力するとともに、正確・丁寧に実施しなければならないものとする。

（1）基礎調査

本市を取り巻く地理的な諸条件や観光資源（歴史、伝統、文化を含む。）について基礎データを収集し、現況や課題から強み・弱みを整理するとともに、改善に向けた方向性を分析する。なお、資料の作成に際しては、観光予報プラットフォーム、地域経済分析システム RESAS、その他ビッグデータ等を積極的に活用するものとし、必要に応じて現地調査を実施すること。

各調査・分析項目については、今後ベンチマークとして継続的に追跡できるものとし、客観的な検証の可能性に留意すること。

ア 観光を取り巻く諸条件の調査・分析

- ・観光トレンド、消費動向の変化について調査・分析すること。
 - ・日本、広島県、山口県東部地区及び大竹市の観光を取り巻く諸条件について、過去からの変遷を踏まえた調査・分析を実施すること。
 - ・必要に応じて、県内及び山口県東部地区含む市町や本市と環境・観光資源が類似する地域の数値や事例等との比較検討を実施すること。
- イ 本市の観光資源の現状調査・掘り起こし及び課題と改善に向けた分析
- ・本市の観光資源の現状を調査するとともに、観光資源の掘り起こしを実施すること。
 - ・既存の観光資源・今後観光資源になり得る素材について、課題を抽出するとともに、改善に向けた方向性を分析すること。
- ウ 関連する現計画等との整合性の整理と検証
- ・本市の上位計画・関連計画を整理し、計画の内容と整合性を図ること。

(2) 観光振興計画の策定に係る提案・観光振興計画の原案の作成

基礎調査の分析により、本市の観光分野における基本戦略（本市が目指す観光政策の方向性）や官・民で実施すべき施策について検討し、観光振興計画の原案を策定すること。

戦略や施策における主要な視点は、次のとおりとする。

- ア 既存の観光資源や将来的に観光資源となり得るものの今後の方向性と活用のための戦略
- イ 地域の交流人口と観光消費額の拡大のための施策
- ウ 観光消費額のうち域内消費額を向上させるための施策
- エ 観光事業における域内調達率の向上における地域産業への経済波及効果の拡大のための施策
- オ 持続可能な観光のための推進体制とPDCAサイクル

(3) 有識者会議の運営

計画の原案に対して観光事業の関係団体等から意見を聴取するための有識者会議を設置し、その運営業務を行うこと。

なお、有識者会議の構成員は10名程度とし、受託者と委託者が協議の上、委託者が選出する。

有識者会議は、5回程度の開催を想定しており、構成員の日程調整、会議資料・議事録の作成等の業務が想定される。また、構成員の謝礼・交通費は、全て市の負担とし、当該業務の費用には加えないものとする。

提案書では、構成員の開催スケジュール及び議題の内容について記載すること。

(4) 観光振興計画の素案の作成

有識者会議の意見を踏まえて観光振興計画の素案を作成すること。

(5) パブリックコメントの実施支援

多くの市民から意見を聴取し、計画に反映することを目的に観光振興計画の素案についてパブリックコメントを実施する予定である。

受託者は、手続のためのデータ・資料作成等の支援を行うこと。

(6) 観光振興計画のデータの作成

最終的に決定した観光振興計画について、本編及び概要版のデータを作成すること。主な作業は次のとおりとし、内容については本市の校正を受けることとする。

- ・計画文案、レイアウトの作成
- ・図表、地図、イラスト、概念図等の作成
- ・写真の撮影、編集

(7) その他

(1)から(6)までに掲げるもののほか、観光振興計画の策定に関し必要と認められる支援・アドバイス等を行うこと。

7 実施体制

この業務の責任者（担当者）を配置し、業務を遂行するために必要な人員を確保すること。また、責任者については、委託期間中に特段の理由なく変更することがないようにすること。なお、特段の理由により実施体制を変更する必要がある場合には、事前に協議する。

8 実施上の条件

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施計画（実施体制、事業内容、スケジュール等）を作成し、本市に提出すること。なお、特段の理由により本実施計画を変更する必要がある場合には、事前に市と協議すること。
- (2) 受託者は、業務の進捗状況に応じて本市が定める監督員と常に密接な連絡を取り、十分な打合せを行うものとし、その指示及び監督を受けること。
- (3) 受託者は、本市と打合せを行った都度、その内容について受託者が書面に記録し、本市に確認を取ること。
- (4) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができないものとする。ただし、業務を効率的に行うために必要と思われる業務については、市の許可を得た上で業務の一部を委託することができる。

9 受託者の責務

- (1) 常に善良なる管理者の注意を持って業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上、適宜報告すること。
- (2) 関係法令等を遵守し、その適用および運用は受託者の責任において適切に行うこと。
- (3) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除後及び期間満了後においても同様とする。
- (4) 受託者は、個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び大竹市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、その取扱いに充分留意し、漏えい、滅失、毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

10 業務の継続が困難となった場合の措置

本市と受託者との契約期間中において、業務の継続が困難になった場合の措置については、次のとおりとする。

- (1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

本市は、契約の解除ができるものとする。この場合、本市に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行わなければならない。

- (2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、本市及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合は、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合は、それぞれが事前に書面で通知することにより契約を解除する（この場合、原則として本市は受託者のそれまでの実績に応じた委託料を支払うものとする。）。なお、契約の解除等により、次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

11 成果品

- (1) 契約の期限までに次のものを納品すること。

- ア 事業報告書（この業務で実施した調査、会議等の概要をとりまとめたもの）1部
- イ 観光振興計画、観光振興計画（概要版）のデータ及びアの電子データ（Microsoft Word・Excel、PDF データ等）
- ウ 基礎調査その他観光振興計画策定に用いた資料の電子データ一式（DVD-R 等）

- (2) 成果品の取扱い

成果物の著作権は本市に帰属し、観光振興計画及び観光振興計画（概要版）の著作権は

本市が有する。受託者は、本市が請求したときには、印刷用のデータを本市が指定する方法で引き渡さなければならない。

また、本業務終了後も、成果品に瑕疵が発見された場合は、本市の指示に従い必要な処理を受託者の負担において行わなければならない。

12 その他

- (1) 原則として業務に係る費用は、全て受託者が負担することとする。ただし、本市が管理する資料、会議室等をこの業務で使用する場合は、無料で使用することができることとする。
- (2) この業務の遂行に関して、受託者が本市又は第三者に損害を与えた場合は、受託者がその賠償の責を負うものとする。また、受託中に発生した事故、災害等による損害について、受託者及びその従業員は、本市にその損害の賠償を請求しない。
- (3) この仕様書に記載のない事項や疑義及び変更が生じた場合は、本市と受託者双方にて協議の上、決定するものとする。
- (4) この仕様書は、本市が想定する最低限の業務の概要を示すもので、事業者の提案の内容を制限するものではない。